

ISO/TC159 国内対策委員会規程

制 定：平成23年 9月 7日

一部改訂：平成25年 6月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国際標準化機構（ISO）の専門委員会（TC）のうちの人間工学を扱う専門委員会（TC159）に対応する国内審議団体として、一般社団法人日本人間工学会（以下「学会」という）が、日本工業標準調査会（以下「調査会」という）の承認を受けて設置する ISO/TC159（人間工学）国内審議のための委員会の組織、運営等について、必要な事項を 定めたものである。

(名称)

第2条 ISO/TC159 国内審議のための委員会を ISO/TC159 国内対策委員会（以下「委員会」という）と称する。英文名は Japan Ergonomics National Committee for ISO/TC159 と称し、略称は JENC とする。

(設置)

第3条 この委員会は学会内に設置する。

(目的)

第4条 この委員会は、ISO/TC159 に関連する規格の国際標準化ならびに我が国における人間工学関連規格の標準化に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この委員会は次の事業を行う。

- (1) ISO/TC159 関連国際規格に関する回答原案の審議と回答
- (2) ISO/TC159 関連分野への国際規格の提案
- (3) 人間工学関連 JIS 規格の原案作成ならびに規格の見直し
- (4) その他、第4条の目的達成のために必要な事業

(構成)

第6条 この委員会は委員長1名及び副委員長1名を含む委員25名以内をもって構成する。

2 委員会委員は、人間工学関連規格の作成、改廃、利用に関して利害関係を有する生

産者、使用者並びに中立者等を含め、実質的な審議に寄与できる学会の会員および非会員をもって構成する。

(委員の選任等)

第7条 委員会の委員は学会理事長が委嘱する。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、学会理事長が委嘱する。
- 3 副委員長は委員長が委員の中から指名し、学会理事長が委嘱する。

(委員等の任期)

第8条 委員長、副委員長、委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、特別の事由があるときは、学会理事長が、任期中これを解任することを妨げない。

(委員長・副委員長)

第9条 委員長は委員会を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長が不慮の事態で業務を実行できなくなった場合に委員長の職務を代理する。

(会議の開催)

第10条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、もしくは委員の過半数から請求があった場合に招集する。

- 2 委員会は、委任状もしくは代理人の出席を含め、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要に応じて書面により委員会を開催（以下「書面開催」という）することができる。
- 4 書面開催にあつては、審議案件に関して、委任状もしくは代理人の回答を含め、過半数の委員からの回答をもって成立する。

(会議の議決)

第11条 委員会において議決を行う場合は、出席した委員の過半数をもって議決する。

- 2 書面開催については、回答した委員の過半数をもって議決する。
- 3 賛否同数の場合には、委員長が決定する。

(分科会および作業部会)

第12条 委員会の中に分科会や作業部会を設けることができる。

- 2 分科会や作業部会は委員会から委嘱された事項について審議等を行い、その結果を

委員会に報告する。

- 3 分科会や作業部会は主査1名、幹事、委員をもって構成し、必要に応じて副主査を設けることができる。
- 4 分科会や作業部会の主査、副主査、幹事及び委員は委員会の指名にもとづき委員長が任命し、その任期は原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、特別の事由があるときは、委員会が、任期中これを解任することを妨げない。
- 5 主査は分科会や作業部会の総理、副主査は主査の補佐、幹事は種々の事務処理、委員は主査の指示による具体的審議作業を行うものとする。

(参考人の招へい)

- 第13条 委員長あるいは主査が必要と認める場合には、検討事項に関する利害関係者等を参考人として委員会、分科会もしくは作業部に招へいし、意見を求めることができる。

(雑則)

- 第14条 本規程で定めるほか、委員会の運営に係る必要事項は内規をもって定める。

付則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本人間工学会平成25年定時社員総会の終結の日から施行する。

(改廃)

- 第2条 本規程や内規の改廃は委員会および学会理事会の審議による。

ISO/TC159 国内対策委員会内規

制 定：平成 23 年 9 月 7 日
一部改訂：平成 25 年 6 月 1 日

(委員会等の構成)

第 1 条 ISO/TC159 国内対策委員会（以下「委員会」という）、分科会および作業部会の委員には、原則として次に掲げる者及び機関の代表を含める。

- (1) 学会会員
- (2) 関係省庁
- (3) 学識経験者
- (4) 産業界
- (5) 消費者団体（必要に応じて高齢者・障害者関連団体を含む）

(分科会)

第 2 条 委員会の中に、ISO/TC159 傘下の Sub Committee（以下「SC」という）に対応した以下の SC 分科会、および JIS 分科会を設置する。

- (1) SC 分科会：SC1、SC3、SC4、SC5
- (2) JIS 分科会
- 2 SC 分科会は、対応する SC において扱っている規格に対する回答原案作成等の業務の一環として、傘下の作業部会等に回答原案作成の方針を指示するとともに、作成された回答原案の内容を利害関係者も含めて審議し、結果を委員会に報告するものとする。
- 3 JIS 分科会は人間工学関連の JIS 規格について、利害関係者も含めて原案の作成、規格の見直し等の業務を行い、結果を委員会に報告するものとする。
- 4 会議の開催については、規程第 10 条に準じて扱うことを原則とする。
- 5 会議の議決については、規程第 11 条に準じて扱うことを原則とする。

(作業部会)

第 3 条 委員会あるいは SC 分科会の下に、ISO/TC159 傘下の Working Group（以下「WG」という）等の業務に対応できるように、以下の作業部会を設置する。

- (1) TC159 国内対策委員会作業部会：WG2、AGAD (Advisory Group for Accessible Design)
- (2) SC3 分科会作業部会：WG1、WG4
- (3) SC4 分科会作業部会：WG1+3、WG2+12、WG5+9、WG6、WG8、WG10、WG11、WG28

- (4) SC5 分科会作業部会： WG1+4+6、WG5
- 2 個々の作業部会は、対象とする WG において審議している規格の内容を議論し、回答原案作成の具体的作業等を担い、結果を上位の SC 分科会や委員会に報告するものとする。
 - 3 JIS 分科会においては、その業務の遂行の中で、必要に応じて JIS 原案作成委員会等を設置し、業務遂行の効率化を図る。
 - 4 会議の開催については、規程第 10 条に準じて扱うことを原則とする。
 - 5 会議の議決については、規程第 11 条に準じて扱うことを原則とする。

(国際回答原案等の作成)

- 第 4 条 個々の規格に関する国際回答原案作成に当たっては、担当作業部会で回答原案を作成し、その結果を SC 分科会で審議するとともに委員会に報告する。
- 2 作業部会が存在しない分科会の場合は担当分科会において回答原案を作成し、審議するとともに委員会に報告する。
 - 3 TC159/WG2 作業部会では回答原案作成と審議を行い、その結果を委員会に報告する。

(国際回答原案等の決定)

- 第 5 条 投票等に関する国際回答原案の決定については、原則として分科会等からの報告に基づき、委員会が行う。
- 2 投票関連回答原案のうち Working Draft (以下「WD」という)、Committee Draft (以下「CD」という)、あるいは Committee Internal Balloting (以下「CIB」という)については分科会等からの報告にもとづき、委員長が国際回答原案を決定することとし、これを委員会に報告する。
 - 3 ISO/TC159 傘下の SC や WG に関する国際会議への出席時の日本の対応方針については、対応する SC 分科会もしくは作業部会で審議・決定することとし、これを委員会に報告する。

(国際規格等の新規提案および決定)

- 第 6 条 我が国から新規に提案する国際規格等は、委員会で審議する。委員会は、その審議にもとづき国際規格等の提案の可否を決定する。
- 2 我が国から新規に提案する国際規格等の担当 SC 若しくは WG が明確な場合は、あらかじめ対応する SC 分科会もしくは作業部会で審議してもよい。その場合は結果を委員会に報告し、委員会は、その報告にもとづいて審議して、国際規格等の提案の可否を決定する。
 - 3 国際投票によって当該新規提案が可決した場合は、内規第 4 条および第 5 条にしたがって国際回答原案等の作成および決定を行う。

(投票および回答)

第7条 国際回答原案の投票あるいは ISO/TC159 関連の種々の回答については原則として委員長が行うが、あらかじめ委員会で認められた場合には、当該 SC 分科会主査等がこれを代行できる。

(国際会議への代表者の派遣)

第8条 ISO/TC159 総会への代表団の派遣にあたっては、委員会において日本の代表団や団長を決定する。

- 2 ISO/TC159 傘下の SC の総会への代表団の派遣にあたっては、SC 分科会において日本の代表団や団長を決定し、これを委員会に報告する。
- 3 ISO/TC159 傘下あるいは SC 傘下の WG の会議への代表団の派遣にあたっては、作業部会において日本の代表団や団長を決定し、これを SC 分科会および委員会に報告する。

(国際エキスパート等の登録)

第9条 ISO/TC159 傘下あるいは SC 傘下の WG の国際エキスパートについては、作業部会もしくは SC 分科会内で指名したことの報告にもとづき、委員長が決定して登録できることとし、これを SC 分科会および委員会に報告する。

- 2 ISO/TC159 あるいは ISO/TC159 傘下の SC や WG の国際議長、国際幹事、コンビナー等の推薦にあたっては、委員会において審議・決定する。

(表彰)

第10条 委員会、分科会、作業部会の活動において顕著な功績のあった委員、分科会委員、作業部会委員等を表彰することができる。

- 2 表彰は委員長が行う。

(運営経費)

第11条 委員会、分科会、作業部会等の運営に関する事務経費等は、予算の範囲内で学会が負担する。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は原則として学会事務局が担当するが、必要に応じて委員長が代行者を指名することができる。

(雑則)

第 13 条 本内規で定めるほか、委員会、分科会、作業部会等の種々の活動や事務処理については、ISO/IEC 事務処理要領等、日本工業標準調査会や関係機関から提供される資料も参照しながら進めることとする。

付則

(施行期日)

第 1 条 この内規は、一般社団法人日本人間工学会平成 25 年定時社員総会の終結の日から施行する。